

## 広島県告示第九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和七年十一月二十日

広島県知事 湯崎英彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町高光字一ノ渡り筋セヤス家ノマヘ三〇〇八、字世敷筋下モ六三一〇、字世敷筋セヤス向六三三四の一

### 二 指定の目的

### 土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字一ノ渡り筋セヤス家ノマヘ三〇〇八・字世敷筋下モ六三一〇・字世敷筋セヤス向六三三四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）